

第1章 プラン(後期計画)に関する基本的な事項

1 プラン策定の趣旨

- わが国では、昭和40年代後半以降、出生数の低下傾向が続いています。また、1人の女性が一生の間に生むこどもの数(合計特殊出生率)は、平成20年には1.37(対前年0.03ポイント増加)と3年連続で上昇したものの、現在の人口を将来においても維持するのに必要な水準(人口置換水準)である2.08を大きく下回っています。
- 急速な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村及び都道府県並びに事業主に次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定することが義務付けられました。
- 本県でも、出生数は年々減少傾向にあり、昭和50年に11,773人であったものが、平成20年には5,788人と約半分になっています。また、平成2年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。
- このような状況のなか、平成10年3月に、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや少なくなったこどもたちを大切に育てていくための総合計画として、「高知県エンゼルプラン」(計画期間：平成10年度～16年度)を策定し取り組みを進めるとともに、次世代育成支援対策に関連する福祉や保健、医療、教育などの分野において、それぞれ取り組みを進めてきました。
- 平成17年3月には、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「こうちこどもプラン」(前期計画)を策定し、「次代を担う高知のこどもたちが健やかに育つための環境づくり」を目指して取り組みを進めてきました。
- しかし、核家族化の進行やライフスタイルの変化、経済状況の悪化などを背景に、親の子育てに対する負担感や不安が増大するなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中で、出生数、合計特殊出生率などの減少傾向が改善されず、今後も少子化傾向が続くことが予測されています。
- そのため、その後の国の動向や、これまで取り組んできた県の子育て支援施策、県内の市町村が行ったニーズ調査結果、国の「行動計画策定指針」などを踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする「こうちこどもプラン(後期計画)」を策定いたしました。

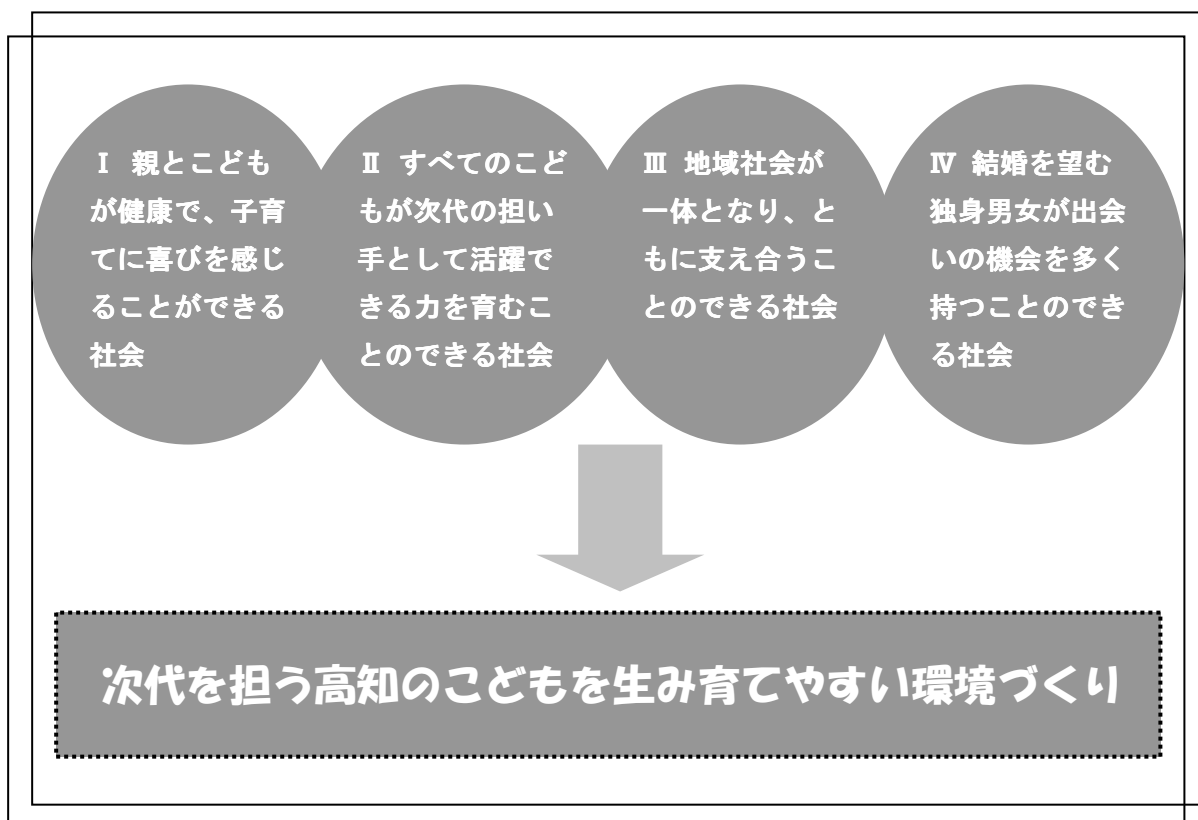
2 プランの目指す社会像

- 本県においては、全国に先行して少子高齢化が進行しており、このままでは、一層地域の過疎化が進み、地域全体の活力の低下、あるいは、労働力人口の減少に伴う経済成長の低下といったことが懸念されています。
- また、児童虐待や不登校児童数の増加など、子どもを取り巻く環境も大変厳しい状況となっています。
- 子どもは地域の宝であり、本県の将来を担っていく大切な財産ですので、少子化対策に加えて、子どもたちが、元気に育っていくための環境を整えることが非常に重要です。
- そのため、こうち子どもプランの後期計画においては、

『次代を担う高知の子どもを生き育てやすい環境づくり』

- I 親と子どもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会
- II すべての子どもが次代の担い手として活躍できる力を育むことのできる社会
- III 地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会
- IV 結婚を望む独身男女が出会いの機会を多く持つことのできる社会

を目指して取り組みを進めます。



3 プランの施策体系

○ プランの目標である『次代を担う高知のこどもを生き育てやすい環境づくり』を進めるために、次の施策体系に基づき、具体的な取り組みを進めます。

I 親とこどもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会	
1 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実
2 職業生活と家庭生活との両立の推進等	(1) 次代の親の育成 (2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) こどもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実 (5) 不妊治療対策の充実
II すべてのこどもが次代の担い手として活躍できる力を育むことのできる社会	
1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上
2 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 社会的養護体制の充実 (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (4) 障害児施策の充実
III 地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会	
1 こどもの健全育成の推進	(1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進 (2) 児童の健全育成
2 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅、居住環境の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 安心して外出できる環境の整備
3 こども等の安全の確保	(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進
IV 結婚を望む独身男女が出会いの機会を多く持つことのできる社会	
1 未婚化・晩婚化対策の推進	(1) 未婚の男女の出会いへの応援

4 プランの位置付け

- 次世代育成支援対策は、福祉や保健、医療、教育、労働など幅広い分野で取り組んでいく必要があります。
- このプランは、『次代を担う高知のこどもを生き育てやすい環境づくり』を目指して、県の関係する部局がそれぞれの分野における取り組みを一層推進するとともに、市町村や関係機関、県民と連携・協働して取り組んでいくため、次世代育成支援対策推進法第9条に基づき定めた高知県の行動計画です。

次世代育成支援対策推進法

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

5 プランの進捗管理

- 『次代を担う高知のこどもを生き育てやすい環境づくり』を進めていくためには、県の関係部局が連携して取り組みを進めていくことが必要です。
- 一方、国では、子ども手当の創設や公立高校生の授業料の無償化、父子家庭への児童扶養手当の支給など、安心して子育てができる政策に具体的に取り組もうとしています。
- そうした国の動向も見ながら、高知県少子化対策推進本部（本部長：知事）などを通じて、全庁で取り組み状況などを共有するとともに、各施策に基づく取り組みをPDCAサイクル¹で進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しも行っていきます。
- 併せて、プランの実施状況等に係る情報を県のホームページにより、県民に周知するなど、県民への情報公開に努めます。

¹ PDCAサイクル：どこに問題があるのかを考えて方向を定め（Plan）、その方向に則して着実に実行（Do）し、その実行結果を客観的に検証（Check）して、改善すべき点を実務に取り込んでいく（Action）。また、それを踏まえて次のPlanを立案していくというサイクル。